

福 井 県

再生可能エネルギー促進区域設定に関する県環境配慮基準 (福井県環境基本計画別冊) (案) に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

令和8年3月30日
福井県エネルギー環境部環境政策課

「再生可能エネルギー促進区域設定に関する県環境配慮基準（福井県環境基本計画別冊）（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼を申し上げます。提出された御意見の概要等を、下記のとおり公表します。

- 1 募集期間
令和8年2月20日（金）～3月6日（金）
- 2 意見件数（提出者）
3件（2名）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別紙のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県エネルギー環境部環境政策課
TEL：0776-20-0301（直通）
FAX：0776-20-0734
メール：kankyou@pref.fukui.lg.jp

**再生可能エネルギー促進区域設定に関する県環境配慮基準
(福井県環境基本計画別冊) (案) に関する県民パブリックコメント意見
の概要および県の考え方**

○県民の皆様からの御意見 3件(2名)

No	意見の概要	県の考え方
1	<p>全国で行われている太陽光パネルや風力発電は自然破壊と大量の廃棄物、汚染物質を生み出す。福井県は核融合の技術を探求し、全国あるいは世界から注目される場所にすべきである。</p>	<p>国においては、令和7年12月に関係閣僚会議を開催し、大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージを策定しました。その中で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や環境への配慮が大前提であると示され、今後、関係省庁連携の下、施策の実行が進められます。</p> <p>また、国では、太陽光発電事業および風力発電事業の環境影響評価の法対象となる規模等について、令和8年1月に検討会を設置し、検討を進めています。</p> <p>さらに、国においては、使用済み太陽光パネルの新たなリサイクル制度についても、検討を進めております。</p> <p>今後、国の動向を注視しつつ、いただいた御意見については、今後の取組みの参考にさせていただきます。</p>
2	<p>災害や寿命で廃棄を迎えた再エネ発電設備に関し、そのリサイクル情勢はどう見ているか。能登半島地震での被災から得られた教訓はないか。</p>	<p>国において、使用済み太陽光パネルの新たなリサイクル制度について検討を進めております。</p> <p>また、国は能登半島地震により被害を受けた太陽電池・風力発電所の状況を公表しており、被害状況を踏まえた対応についても、今後、対策が検討されていくものと承知しており、その動向を注視していきます。</p>
3	<p>林業の振興や里山の再生との兼ね合いで林道の整備と獣害対策を再エネ事業と組み合わせる方策はないものか。</p>	<p>地球温暖化対策推進法において、地域脱炭素化促進事業とは、地域の脱炭素化のための再エネ施設の整備にあたり、地域の経済および社会の持続的発展に資する取組みを併せて行う事業と規定しております。</p> <p>また、本基準(案)のP26においても、市町等が促進区域を設定する際には、地域の住民等のニーズを把握し、地域の経済および持続的発展に資する取組みを検討することとしています。</p> <p>いただいた御意見については、今後、個別具体的な取組みの検討等に当たり、参考とさせていただきます。</p>